

# 『苅田町一般廃棄物の搬入に係る手続及び協力金に関する規程』事務マニュアル

## 1 概要

苅田町外で発生した一般廃棄物の町内搬入に係る手続きを明確・簡素にし、事務の効率化を図るとともに、搬入を行う市町村等(以下「搬入団体」という。)との協定に基づき、環境保全協力金の支払いを求めるものです。

なお、環境保全協力金は、本町の環境負荷の低減に関する施策の財源に充てます。

区分	内容
対象となる廃棄物	苅田町外で発生した一般廃棄物(焼却灰、脱水汚泥等)
対象となる施設	苅田町内にある民間事業者が設置した一般廃棄物処理施設 ※1、2
環境保全協力金の額	福岡県内の搬入団体： 500円/t ※3 福岡県外の搬入団体： 1,000円/t ※3

※1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第7条第6項の規定による許可(一般廃棄物処分業許可)を受けた者が届け出た一般廃棄物処理施設で、苅田町内に所在するものをいいます。

※2 法第9条の8から第9条の10までに規定する認定に係る処理施設に当該認定に係る一般廃棄物を搬入する場合は、適用除外です。

※3 1トン未満は切り上げです。

## 2 手続きの流れ

※本規程の趣旨をご理解頂いた上での手続開始となりますので、規程本文を必ずご確認ください。(協定締結後に搬入可となります。)  
※委託通知の審査から協定締結までには、1ヶ月程度かかる場合がありますので、余裕を持って手続きを行ってください。

### 2-1 委託通知

対象施設へ一般廃棄物の搬入を希望する場合は、法施行令(昭和46年政令第300号)第4条第9号イの規定に基づく通知(以下「委託通知」という。)を電子申請システム(以下「システム」という。)により作成し、手続きを行ってください。(電子申請のみ受付可)

なお、複数年度にわたって搬入を予定している場合は、年度ごとに委託通知の作成(システム入力)をお願いします。

電子申請システム入力画面↓↓↓

苅田町ホームページから入力画面へ移動できます。

(<https://www.town.kanda.lg.jp/page/1992.html>)

※または、ホームページ内で『一般廃棄物の町内への搬入』と検索

## 2-2 事前協議

委託通知の内容を審査し、本町の一般廃棄物処理計画に支障が生じると判断される場合には、必要に応じて協議を行います。通常、事前協議は省略します。

## 2-3 協定の締結

委託通知の内容を審査し、問題が無ければ、苅田町から協定の案内(協定書データを添付したメール)を送付します。搬入団体代表者の公印を押印した協定書を**2部**作成の上、苅田町環境課へ送付してください。こちらで受理した後、苅田町長印を押印したものを1部返送します。

協定の有効期間は当該年度の末日までの1年間としておりますが、搬入団体からの申出があった場合には、満了日の翌日から1年(翌年度の末日まで)延長しております。延長を希望される場合は、翌年度分(「委託通知」)のシステム入力時にその旨を記入してください。

## 2-4 一般廃棄物の搬入

協定を締結した後、一般廃棄物の搬入を行ってください。

## 2-5 搬入実績の報告

処理施設から搬入実績を入手し、次の期日までにシステムに搬入量を入力してください。また、搬入を複数回にわたって行った場合は、まとめて報告してください。

搬入日	報告期限
12月までに搬入が終了した場合	翌年1月15日まで
1月から3月に搬入を行った場合	年度の末日まで

備考 12月までに搬入が終了せず、継続して1月から3月の間に搬入を行った場合は、まとめて年度の末日までにシステムへ入力してください。

## 2-6 協力金の支払い

搬入実績に応じて、苅田町で協力金の確定を行い、環境保全協力金確定通知書を送付します。環境保全協力金確定通知書を受理した日から30日以内にお支払いください。

なお、30日以内のお支払いが困難な場合は、ご相談ください。

## 3 根拠

苅田町一般廃棄物の搬入に係る手続及び協力金に関する規程(令和5年度苅田町告示第10号)

## 4 問合せ・送付先

苅田町環境課(廃棄物対策担当)

〒800-0392 福岡県京都郡苅田町富久町1-19-1

TEL:093-434-1834 FAX:093-436-3014

Email:kankyoka@town.kanda.lg.jp